



愛媛県報

令和8年10月16日金曜日 第755号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 落札者等の告示……………（消防防災安全課）… 626
- 指定自立支援医療機関の指定（2件）……………（健康増進課）… 626
- 指定自立支援医療機関の名称の変更……………（ 〃 ）… 627
- 喀痰吸引等研修の業務の全部の廃止……………（障がい福祉課）… 627
- 土地改良事業の工事の完了……………（農地整備課）… 627
- 解除予定保安林……………（森林整備課）… 627
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示（2件）……………（ 〃 ）… 627
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要……………（東予地方局環境保全課）… 628
- 道路の供用開始（県道弓削島循環線）……………（東予地方局今治土木事務所）… 629
- 道路の区域変更（県道串内子線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 629
- 道路の供用開始（ 〃 ）……………（ 〃 ）… 629

公 告

- 警備艇「うわうみ」臨時検査（機関部）整備……………（警察本部会計課）… 629

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出……………（選挙管理委員会）… 630
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（ 〃 ）… 631
- 政治団体の解散の届出……………（ 〃 ）… 631
- 資金管理団体の指定の届出……………（ 〃 ）… 631
- 個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正……………（ 〃 ）… 631

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1057号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
令和8年度愛媛県消防防災ヘリコプター定期点検、耐空検査及び無線検査等業務 一式	愛媛県県民環境部 防災局消防防災安全課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年10月1日	愛媛航空株式会社 愛媛県松山市南吉田町 松山空港内	51,480,000円	一般競争入札	令和8年7月31日

○愛媛県告示第1058号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
フクダ薬局西条店	西条市樋之口436番地14	株式会社あすなる	西条市明屋敷562	代表取締役 安 藤 智 宏	精神通院医療（薬局）	令和8年 9月1日
レディ薬局南斎院店	松山市南斎院町1392番地1	株式会社レディ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	代表取締役社長 藤 田 和 郎	精神通院医療（薬局）	令和8年 10月1日

フロンティア薬局持田店	松山市持田町1丁目3番10号	株式会社フロンティア	大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号	代表取締役 重森 裕之	精神通院医療（薬局）	令和8年 10月1日
-------------	----------------	------------	---------------------	----------------	------------	---------------

○愛媛県告示第1059号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中村 時 広

指定訪問看護事業者等				訪問看護ステーション		担当しようとする 医療の種類	指定年月日
名	称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名	称 所 在 地		
株式会社一榮		松山市石手五丁目8番16号	代表取締役 青野 正 二	訪問看護いちえい	松山市紅葉町5番7	精神通院医療	令和8年 10月1日

○愛媛県告示第1060号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中村 時 広

名 称		担当する医療の種類	変 更 年月日
変 更 前	変 更 後		
ホームナーシングゆう	ゆう訪問ナース	精神通院医療	令和8年 9月16日

○愛媛県告示第1061号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条の規定により、登録研修機関から次のとおり^{かくたん}喀痰吸引等研修の業務の全部を廃止する旨の届出があった。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中村 時 広

登録研修機関		^{かくたん} 喀痰吸引等研修の業務を行う事業所		廃止年月日	廃止に係る ^{かくたん} 喀痰吸引等研修の課程
名 称	住 所	名 称	所 在 地		
株式会社土屋	岡山県井原町井原町192-2久安セントラルビル2階	土屋ケアカレッジ今治教室	愛媛県今治市泉川町2丁目1-52	令和8年10月31日	社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）別表第3第1号の基本研修及び同表第2号の実地研修

○愛媛県告示第1062号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	池之内地区 （西条市）	令和8年1月26日

○愛媛県告示第1063号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町西谷字横野8106の2、8106の3、8107の14から8107の24まで
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1064号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和8年10月2日愛媛県告示第1021号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である 通知の相手方	備 考
西条市福成寺乙164、乙178	亡長井ヒロカ相続財産	登記名義人

- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1065号

保安林の指定施業要件の変更予定（令和8年9月29日愛媛県告示第1010号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を東温市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
東温市松瀬川字本谷乙305、乙317	飯 井 久 安	森林所有者
東温市松瀬川字本谷乙316	和 泉 五 郎	森林所有者
東温市松瀬川字本谷乙328	大 野 俊 雄	森林所有者
東温市松瀬川字本谷乙328	山 田 昌 子	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1066号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/160621.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和8年10月16日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

日本ケッチェン株式会社

東京都港区芝浦1丁目2番1号

代表取締役社長 森田 真二

- 2 事業場の名称及び所在地

日本ケッチェン株式会社新居浜事業所

新居浜市磯浦町17番4号

- 3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第27号イ、第27号ヌ、第27号ル

- 4 変更しようとする事項

排水水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む）及び排水水の量（排水系統別の量を含む）

- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前		変 更 後	
	水素イオン濃度（水素指数）	通常	6.0～8.4	通常	6.0～8.4
		最大	5.8～8.6	最大	5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	6.4	通常	4.5
		最大	16	最大	14.7
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	40	通常	40
		最大	60	最大	60
窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	22.0	通常	26.8	
	最大	32	最大	31.0	
燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	1以下	通常	1以下	
	最大	3	最大	2.9	
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常	120	通常	90
		最大	145	最大	115

(2) No.2 排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前		変 更 後	
	水素イオン濃度（水素指数）	通常	6.0～8.4	通常	6.0～8.4
		最大	5.8～8.6	最大	5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	12.1	通常	12.1
		最大	17.2	最大	17.2
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	40	通常	40
		最大	60	最大	60
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	7.4	通常	7.4
		最大	32.9	最大	32.9
	燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	1以下	通常	1以下
		最大	1以下	最大	1以下

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2,730 最大 3,335	通常 2,760 最大 3,365
----------------------------	----------------------	----------------------

○愛媛県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	弓削島循環線	越智郡上島町弓削下弓削841番12から 同町弓削下弓削839番10まで	令和8年10月16日

○愛媛県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	串内子線	大洲市柳沢乙617番2から 同市柳沢乙613番1まで	旧	メートル 7.7～9.2	キロメートル 0.031	
			新	18.8～28.4	0.031	

○愛媛県告示第1069号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	串内子線	大洲市柳沢乙617番2から 同市柳沢乙613番1まで	令和8年10月16日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年10月16日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

警備艇「うわうみ」臨時検査（機関部）整備

(2) 業務名及び数量

警備艇「うわうみ」臨時検査（機関部）整備 1式

(3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月16日まで

(5) 履行場所

請負者の整備できる施設内

(6) 入札方法

入札金額は、警備艇「うわうみ」臨時検査（機関部）整備に係る一切の経費を含めた額を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者

で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (3) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (4) 当該業務を適正に履行できることとして、以下の要件を有していること。

MTU製のディーゼルエンジンを整備することができる取扱資格者を有している者であること。

- (5) 指定期日までに事前提出書類を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県警察本部会計課管財係

〒790-8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

電話 (089)934-0110

- (2) 入札説明書の交付期限

令和 8 年11月24日（火）17時15分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和 8 年11月30日（月）13時30分

愛媛県警察本部 地下 1 階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。

- (3) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、事前提出書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受付時期

令和 8 年10月16日（金）から令和 8 年11月24日（火）までの執務時間中

※ 必着であれば郵送でも可能

イ 受付場所

3 の(1)に掲げる場所

- (5) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

ア この公告の業務の入札においては、低入札価格調査制度を適用する。

イ この公告の業務の入札において、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知する。

ウ この公告の業務の入札において、低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。

エ その他の詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be rendered: Police vessel “UWAUMI” Occasional inspection Maintenance work

- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m. , 30 November, 2026

- (3) For further information, please contact: Finance Division, Police Administration Department, the Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790-8573 Japan

TEL: 089-934-0110 (ext. 2273)

FAX: 089-943-2892

e-mail: kaikei@police.pref.ehime.jp

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和 8 年10月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
越智きよすみ後援会	越智清純	越智清純	伊予市下吾川575	令和 8 年 9 月 7 日
福田智仁後援会	福田智仁	福田 妙	新居浜市大生院440- 2	令和 8 年 9 月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和8年10月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党愛媛県支部連合会	浅湫和子	会計責任者	坂口圭	渡邊宗平	令和8年8月28日
自由民主党愛媛県松山市第十八支部	岡雄也	会計責任者	山内佑資	島田正光	令和8年9月30日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
谷田史後援会	谷田史	主たる事務所の所在地	松山市南吉田町1154-14	松山市鴨川一丁目2-8	令和8年6月1日
		会計責任者	中山典子	秋山蒼	
税理士による井原巧後援会	鈴木浩二	主たる事務所の所在地	四国中央市上柏町112-5	四国中央市中曾根町973-1	令和8年8月6日
		代表者	鈴木浩二	曾我孝志	
田中エリナ後援会	西村茜	主たる事務所の所在地	松山市湊町四丁目8-2	松山市湊町四丁目3-14	令和8年8月30日
		代表者	西村茜	中矢孝則	
		会計責任者	沖真奈美	森真奈美	
愛媛県医師連盟	村上博	会計責任者	齋藤正裕	上甲英生	令和8年9月1日
明るい愛媛をつくるみんなの会	今井正夫	代表者	今井正夫	和田宰	令和8年9月24日
「松山、新時代。」を創る会	大田晋輔	主たる事務所の所在地	松山市勝山町一丁目8-1	松山市余戸西四丁目1-1	令和8年9月24日

○愛媛県選挙管理委員会告示第71号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和8年10月16日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 三好賢治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
上田栄一後援会	上田栄一	令和8年8月23日

○愛媛県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和8年10月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
福田智仁	新居浜市議会議員	福田智仁後援会	新居浜市大生院440-2	令和8年9月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第73号

個人演説会等を開催することができる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成22年1月愛媛県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和8年10月16日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
施設の名称	施設の所在地	定員（人）	施設の名称	施設の所在地	定員（人）
大洲市河辺体育館	省略		大洲市河辺体育館	省略	
<u>肱南コミュニティセ ンター</u>	<u>大洲市大洲1番地5</u>	<u>200</u>			
省略			省略		
上須戒コミュニティ センター	<u>大洲市上須戒甲1511番 地</u>	<u>60</u>	上須戒コミュニティ センター	<u>大洲市上須戒甲1277番 地1</u>	<u>100</u>
省略			省略		